

第1章

はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

20世紀における二度の大きな戦争を教訓に、国際連合（以下「国連」という。）では、1948年（昭和23年）第3回総会において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。

この「世界人権宣言」は、国際的な人権保障の理念と基準を示し、すべての人が誰でも、いつでも、どこでも等しく人権が保障されなければならないことを、歴史上、初めて公的に明らかにしたものです。

その後、国連では、この「世界人権宣言」をより具体化していくために「国際人権規約」をはじめ、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」など人権に関する数多くの国際規範が採択されるとともに、人権問題を総合的に調整する「国連人権高等弁務官」や人権関係諸条約の監視機関が設置されるなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて積極的な活動が展開されてきました。

とりわけ、1994年（平成6年）の第49回総会では、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議され、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立等さまざまな取り組みが推進されてきました。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取り組みが継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で、人種や民族、宗教等の違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって、戦争や迫害、差別等が生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

国連では、2006年（平成18年）に障害者権利条約が採択されたほか、「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第1フェーズ行動計画（2005年（平成17年）～2009年（平成21年））、高等教育における人権教育およびあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第2フェーズ行動計画（2010年（平成22年）～2014年（平成26年））に基づく取り組みが推進されています。2015年（平成27年）からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点を当てた第3フェーズ行動計画（2015年（平成27年）～2019年（平成31年））の取り組みが進められています。

2 国内の動向

(1) 国の動き

国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取り組みが推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、「国際人権規約」をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

とりわけ、我が国固有の重大な人権問題である同和問題の解決については、1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申を経て、「同和対策事業特別措置法」「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、2002年（平成14年）3月まで、33年間にわたる特別対策が実施されてきました。

また、女性、障害のある人、外国人等のさまざまな人権問題についても、男女共同参画社会やノーマライゼーション、共生社会の実現等の理念のもとさまざまな施策が実施されています。

しかしながら、我が国においては、依然として、同和問題や女性、外国人等に対する人権問題が数多く存在しており、国連の自由権規約委員会をはじめ、関係機関からも指摘を受けているところです。

このような状況のもと、1995年（平成7年）12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年（平成9年）7月には国内行動計画が策定されるとともに、1996年（平成8年）12月には「人権擁護施策推進法」が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999年（平成11年）7月に「人権教育・啓発の基本的事項について」、2001年（平成13年）5月には「人権が侵害された場合における救済制度の在り方について」の答申が出されました。

人権教育・啓発に関する施策については、2000年（平成12年）12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」が施行され、同法に基づいて2002年（平成14年）3月には国の「人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

さらに近年、個別の人権問題についても、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」批准に向けた国内法の整備として、「障害者基本法」の改正や「障害者差別解消法」の制定、「いじめ防止対策推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等、さまざまな人権問題に関わる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

また、2011年（平成23年）に発生した東日本大震災等、相次ぐ自然災害を契機に、命の

尊さ、人と人との絆の大切さが再認識されるとともに、ボランティア活動等のかたちでお互いを助け合う意識の発露が見られます。

今後も、こうした人々の意識のさらなる高揚や、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

(2) 京都府の動き

京都府においては1999年（平成11年）3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画」が策定され、人権教育・啓発のためのさまざまな取り組みが展開されてきました。また、2005年（平成17年）1月には、人権教育・啓発推進法に基づき、「新京都府人権教育・啓発推進計画」が策定され、京都府の人権教育・啓発に関する施策が総合的かつ計画的に推進されてきました。

世界人権宣言採択から65周年にあたる2013年（平成25年）11月3日には、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、京都市、京都地方法務局及び（公財）世界人権問題研究センターの4者による「世界人権宣言65周年京都アピール」が発表されるなど、国や研究機関等の諸機関との連携を踏まえ、より一層効果的な人権教育・啓発となるよう取り組みが進められています。

2016年（平成28年）1月には、これまでの成果や課題を踏まえる中で、多様化、複雑化する人権問題に対し、引き続き積極的で効果的な取り組みを推進していくため、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を改定し、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」が策定されました。

3 宇治市の取り組み

本市においては、市の最上位計画である「宇治市総合計画」において、人間性ゆたかで平和な社会を目指して、「基本的人権の尊重」や「国際化の推進と平和への貢献」「男女共同参画社会の促進」を掲げ、今日まで同和問題の解決や平和教育、人権教育・啓発の推進等に取り組んできました。

同和問題の解決については、市政の重要施策として位置付け、1972年（昭和47年）7月に「宇治市同和行政推進本部」を設置して、特別措置法に基づく同和对策事業や関連事業を総合的、計画的に実施し、2002年（平成14年）3月の特別措置法の失効後においても、教育、就労など同和問題の残された課題の解決に向け必要な施策に取り組んできました。

また、女性や子ども、高齢者、障害のある人の人権問題については、それぞれの個別計画において人権の視点に立った施策の推進に取り組むとともに、人権擁護委員との連携や啓発事業等を通じて、さまざまな人権問題に対する市民意識の高揚に努めているところです。

2001年（平成13年）3月には、あらゆる差別や偏見をなくし、市民が相互に個人の尊厳を尊重し合う明るい社会を実現するためには、市民一人ひとりが自らの課題として「人権」に対する正しい理解と認識を深めるとともに、差別や偏見をなくすための意識を培うことが大切であるとの基本的な考え方のもと、人権教育・啓発の基本的指針として「人権教育のための国連10年宇治市行動計画（以下「宇治市行動計画」という。）」を策定し、関係機関等と連携を図りながら取り組みを推進してきました。

宇治市行動計画の計画期間が満了した2005年（平成17年）以降においても宇治市行動計画の基本方針を継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を総合的かつ計画的に進めるため、2006年（平成18年）7月に、「宇治市人権教育・啓発推進計画（以下「第1次計画」という。）」を策定し、人権尊重理念の普及とさまざまな人権問題の解決に向けた取り組みを推進してきました。

一方で、2008年（平成20年）4月に、関係機関等と連携した効果的な啓発等を推進するために、山城地域の市町村と民間団体、企業により、「山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねっとやましろ）」が設立され、広域的な人権啓発ネットワークも推進してきました。

2015年（平成27年）2月に実施した『宇治市人権教育・啓発推進計画』に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）の結果では、人権が尊重されることについて、多くの市民が「差別されない、平等であること」（70.8%）ととらえ、「個人として尊重されること」（57.8%）や「健康で文化的な最低限度の生活を送ることができること」（54.5%）が半数を超えています。これらの結果から、市民は、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利として人権をとらえ、それを尊重するものと認識している様子がうかがえます。

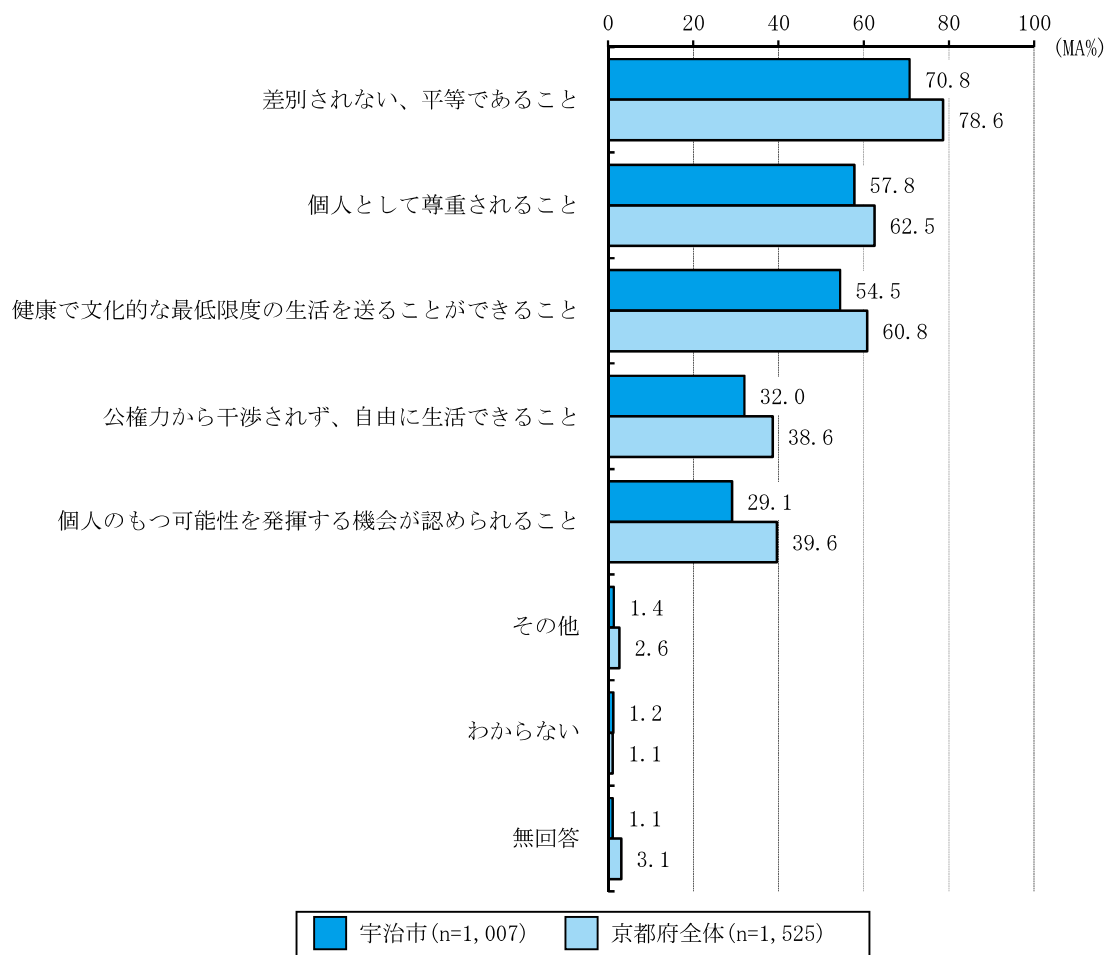
一方で、「住民一人ひとりの人権意識は、10年前と比べて高くなっている」という質問に

対しては、「どちらともいえない」や「わからない」の割合が高く、2011年（平成23年）に京都府が実施した『『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査（以下「京都府調査」という。）』の結果に比べ、『『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合）の割合は低くなっています。

また、「私たちのまちは、人権が尊重された豊かな社会になっている」という質問についても『『そう思う』の割合は京都府調査と差は少ないものの、「わからない」の割合が高くなっています。

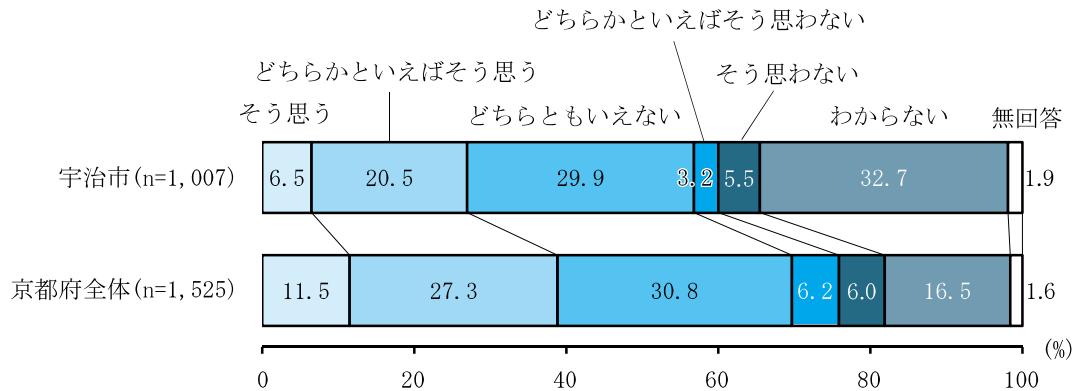
市民一人ひとりが、自身の人権だけではなく、他者の人権についても、正しい認識を持ち理解を深めることが重要であり、お互いに人権を尊重し合い、共に生きることのできる社会の実現を目指すことができるよう、さらに理解を深める必要があります。

【図表1 あなたは、「人権が尊重される」とはどういうことだと思いますか】

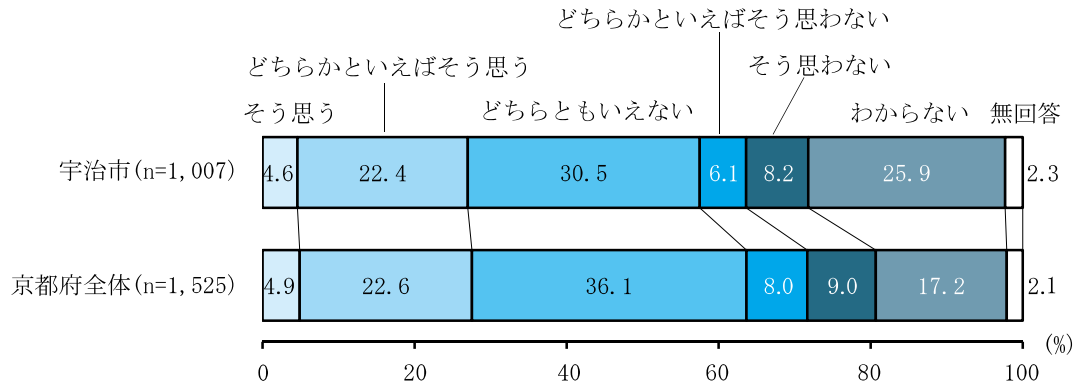


資料：『宇治市人権教育・啓発推進計画』に関する市民意識調査（2015年（平成27年）2月実施）
 京都府の数値は、『『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査』から（2011年（平成23年）10月実施）

【図表2 住民一人ひとりの人権意識は、10年前と比べて高くなっていると思いますか】



【図表3 私たちのまちは、人権が尊重された豊かな社会になっていると思いますか】



資料：『宇治市人権教育・啓発推進計画』に関する市民意識調査（2015年（平成27年）2月実施）
 京都府の数値は、『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査から（2011年（平成23年）10月実施）